

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行情）諮問第592号）

答申日：平成30年6月14日（平成30年度（行情）答申第128号）

事件名：陸自指揮システムの教育訓練データベースに保存されている資料の一覧が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸自指揮システムの教育訓練データベース（以下「本件データベース」という。）に保存されている資料の一覧が分かる文書。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月15日付け防官文第13250号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の保有を確認することができなかつたため、法9条2項の規定に基づき平成28年7月15日付け防官文第13250号により、文書不存在を理由とする原処分を行った。

（2）審査請求人の主張について

審査請求人は、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」とし、原処分の取消しを求めるが、本件データベースは、陸上自衛隊指揮システム（以下「指揮システム」という。）のパソコン内部の一つのフォルダ内に保存している資料の総称であり、保存している資料の一覧表のようなものを表示又は出力する機能を備えた、いわゆるデータベースとは異なるものである。したがって、本件データベースに保存

されている資料の一覧は作成しておらず、原処分を行ったものであり、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、その作成及び存在を確認できなかった。

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

上記1(2)の「パソコン内部の一つのフォルダ内に保存している資料」を「仕組みを活用したデータベース、ノーツ業務、Web」、及び「したがって」を「また、請求時点においては、本件データベースは使用できない状態であったため」に訂正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年9月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年2月22日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ④ | 同年3月13日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月28日 | 審議 |
| ⑥ | 同年6月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件データベースに保存されている資料の一覧が分かる文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 指揮システム及び本件データベースの概要について

(ア) 指揮システムとは、陸上自衛隊が、陸上幕僚長、方面総監等の各級指揮官の指揮・統制及び情報伝達・処理の正確性、迅速性等を向上させる目的で導入しているものであり、指揮下にある部隊等の各種状況の報告や、幕僚活動の支援などを行う機能を有する内部ネットワークである。

(イ) 本件データベースは、上記システムの機能の一つで、同システムの仕組みを活用したデータベース、ノーツ業務、Webの総称であり、陸上自衛隊の多様な役割の増大に伴う隊員の教育訓練ニーズの変化に迅速かつ効率的に対応するため、教育訓練情報等を共有化す

ることを企図して導入されたものである。

イ 本件データベースの利用状況及び本件データベース内のデータの保存状況について

(ア) 平成26年6月から、本件データベースの全てのデータを陸上自衛隊業務システム（以下「業務システム」という。）の中にある「陸自指揮支援システム」（以下「支援システム」という。）に取り込み、指揮システムの機能選択メニューから本件データベースへのリンクを消去するなどして本件データベースの運用を停止しているため、本件開示請求日時点において、本件データベースにアクセス可能な端末は存在していなかった。

(イ) 本件データベースにあったデータの中には、支援システムに移行後、上書き修正等の更新を行っているものがある。また、当該移行時点から開示請求日時点までの間に、新たに支援システムに取り込んだデータがあり、その中には、その作成日時が当該移行時点以前のものも含まれている可能性が排除できない。このように、支援システム内には、本件データベースから移行された状態のまま保存されているデータ、移行された後、内容を更新して上書き保存されたデータ及び本件データベース以外から取り込まれたデータが混在しており、平成26年6月に支援システムに移行された本件データベースにあったデータと、その他のデータを区別できない状態にある。

(ウ) 支援システムにおいては、本件データベース内に保存されていたデータのみを検索して結果を表示させる機能はない。仮に検索を行おうとした場合、上記（イ）の事情により、本件データベース内に保存されていたデータだけでなく、支援システムに保存されている他のデータを含む検索結果が表示され、当該検索結果のうち、いずれのデータが本件データベース内に保存されていたデータであるかを確認することはできない。

(エ) なお、本件審査請求を受けて、念のため、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、本件データベースに保存されている資料の一覧が分かるような文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 開示請求日時点において、本件データベース内に保存されていた全てのデータは業務システムの中にある支援システムに既に取り込まれていた状態にあり、支援システムには、本件データベース内に保存されていたデータのみを抽出して検索結果を表示させる機能はないとする諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書

を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久